



宮 崎 県 公 報

平成29年2月6日（月曜日）第 2867 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定解除の予定の通知……………（自然環境課）	1
○道路の区域の変更……………（道路保全課）	1
○道路の供用の開始……………（ ” ）	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防課）	1

公 告

○入札公告……………	2
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	3
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	3

告 示

宮崎県告示第84号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除予定保安林の所在場所 串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第85号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年2月6日から平成29年2月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷町山陰字六地藏辛4番1地先から同市同町山陰同字辛35番5まで	旧	11.3～ 20.7	239.1
				新	13.4～ 22.8	239.1

宮崎県告示第86号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年2月6日から平成29年2月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市東郷町山陰字六地藏辛4番1地先から同市同町山陰同字辛35番5まで	平成29年2月6日

宮崎県告示第87号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成20年宮崎県告示第22号及び平成23年宮崎県告示第 541号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	矢越谷川	02- 322- 1 - 026	土 石 流
	西矢越谷川	02- 322- 1 - 027	土 石 流

南矢越川	02-322-2-014	土 石 流	<p>相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 平成28年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。</p> <p>4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法</p> <p>3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2丁目10番 1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 平成29年2月6日から平成29年2月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985 (73) 2121</p> <p>(2) 期間 平成29年2月6日から平成29年3月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当</p> <p>(2) 交付期間 平成29年2月6日から平成29年3月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当</p> <p>(2) 提出期限 平成29年3月22日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理棟第 1 会議室 宮崎市佐土原町下那珂5805番地</p> <p>(2) 日時 平成29年3月23日午前10時</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則</p>
知田沢	02-322-1-028	土 石 流	
社宅谷川	02-322-1-029	土 石 流	
社宅谷沢	02-322-1-030	土 石 流	
下中村沢2	02-322-1-911	土 石 流	
門脇谷川	02-322-1-912	土 石 流	
柿原谷川	02-322-1-913	土 石 流	
栄松-5	II-1-4629	急傾斜地の崩壊	
柿原	I-1-0381	急傾斜地の崩壊	
鼓ヶ嶽	I-1-0383	急傾斜地の崩壊	
下栄松	I-1-0384	急傾斜地の崩壊	
下栄松2	I-1-0385	急傾斜地の崩壊	
矢越-1	I-1-3130	急傾斜地の崩壊	
栄松-1	I-1-3131	急傾斜地の崩壊	
栄松-4	II-1-4628	急傾斜地の崩壊	
栄松-2	I-1-3132	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年2月6日

宮崎県総合農業試験場長 加勇田 誠

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県総合農業試験場で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成29年4月1日午前0時から平成30年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県総合農業試験場
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に

第 2 号) 第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合農業試験場管理課総務担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成 29 年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used at the Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 22 March, 2017

(3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute, 5805 Shimonaka, Sadowara town, Miyazaki City, 880-0212 Japan. TEL: 0985-73-2121

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成 29 年 1 月 21 日現在次のとおりである。

平成 29 年 2 月 6 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 18,655 人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 216,592 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 6 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 80 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成 29 年 1 月 21 日現在次のとおりである。

平成 29 年 2 月 6 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

西都市・西米良村選挙区

9,161 人

--	--